

○総務省令第六十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十七条の二の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

総務大臣 佐藤 勉

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二号(12)を削り、同号(13)中「第四十九条の十五の二第一項」を「第四十九条の十五第一項」に改め、同(13)を同号(12)とし、同号中(14)を(13)とし、(15)から(19)までを(14)から(18)までとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。